

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立落合小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが必要である。

早期発見の基本

- ◇児童のささいな変化に気づくこと
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること
→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、掲示板等に張っておく。（個人情報に留意する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に気付くために～
「ヒヤリハット」→即、共有し対応する。
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
 - 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 児童の生活を把握するための「心の健康観察」（月1回）や定期的な個人面談（二者懇談等）を実施する。即日、管理職を含む複数の職員で確認し対応する。
- 生徒指導交流や個別支援会議で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。[心身の安全の保証]
- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。[事実関係や心情を傾聴]

②保護者に対して

- ・児童の良さや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

③確実な引継と資料の保管

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は保管期間を5年とする。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと			定期的に行うこと		
4月	健康観察	よさ見つけ	ケース会議	授業参観 教室環境点検 心の健康観察① 資質向上研修（職員会）	記名の日 （月1回）	生指交流 （週1回）
5月				家庭訪問 ひびきあいの日 心の健康観察②		
6月				心の健康観察③		
7月				授業参観 保護者懇談		
8月				資質向上研修（職員会） 心の健康観察④		
9月				二者懇談（児童） 学習用具の点検		
10月				心の健康観察⑤		
11月				学習用具の点検 保護者懇談 心の健康観察⑥		
12月				ひびきあいの日 授業参観 心の健康観察⑦		
1月				資質向上研修（職員会） 心の健康観察⑧		
2月				授業参観 学習用具の点検 心の健康観察⑨		
3月	↓	↓	↓		↓	↓